

おかやま高梁川流域ぼっけーうめえ農マルシェ企画運営業務仕様書

1 事業名

おかやま高梁川流域ぼっけーうめえ農マルシェ

2 事業の目的

温暖な気候と高梁川によってもたらされる豊かで清らかな水、肥沃な土壌の恵みを受けた、高梁川流域圏域（以下、圏域）の農林水産品等の魅力を圏域内外に情報発信するとともに、その良さを伝えることを通じて、流通量・消費量の拡大に結び付けることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年10月31日（金）まで

4 業務委託の内容

（1）開催日時及び場所

開催日時：令和7年10月11日（土） 10時から16時まで

令和7年10月12日（日） 10時から16時まで

開催場所：倉敷アイビースクエア 中庭広場（別紙会場図参照）

（2）設営及び撤去時間

設営は、10日（金）の9時から17時までとする。

撤去は、12日（日）の16時から18時までとする。

（3）企画運営の内容

① 企画・運営全般

圏域の農林水産品やその加工品、各市町の特産品について、圏域内外からの来訪者・観光客に認識され、その魅力が理解される企画であること。
今後の流通量・消費量の拡大に貢献する内容・演出をすること。

- ・ブース調整、会場管理に関すること（会場の申請は市が行う）。
- ・会場内に、飲食休憩スペース（屋根あり）を確保すること。机と椅子については、会場内の備品を使用可能。（熱中症対策、最低40人以上が休憩できる机、椅子、テントの設置）
- ・圏域の農林水産品の今後の認知度拡大や消費拡大につながる企画を実施すること。
- ・イベント会場付近の周遊客に対してイベント会場への誘客を促す工夫をすること。
- ・イベントの目的に沿ったポップや説明資料を作成すること。
- ・圏域各市町の特産品を扱う出店者を1ブースずつ確保するよう努めること。

② ブースの作成について（別紙レイアウト（案）参照）

- ・出店者用テント（3m×3m） 10張程度（出店者数により変更の可能性あり）
※会場内に使用可能な常設テントが6張ある。
- ・テント内机（1800mm×450mm） 50脚程度（出店者数により変更の可能性あり）
- ・テント内椅子 75脚程度（出店者数により変更の可能性あり）
（テントの内訳）
- ・各市町の特産品を扱う出店者ブース 出店者用テント（3m×3m） 10張
※会場内の常設テント6張にJAや岡山県漁連のブース、高梁川流域産酒販売ブース

等を配置すること。

※レイアウト（案）のテント等の配置は、協議により修正・変更できるものとする。

③ 委託者が指定する事業者・その他関係機関との連絡調整

- ・ J A ・岡山県漁連等との連絡調整をすること。

④ 告知及び集客のための広報

- ・ 各種メディア・SNSなどを使って効果的な宣伝を行う。但し、以下の内容に関しては必須とする。

内 容	備 考
チラシ制作 (A4両面カラー、3,000部程度)	○イベント当日に来場者へ配布すること。(配布用ラックを設置するなど、来場者に多く配付できるように工夫すること。PRしたい商品、出店者の説明、出店者HPのQRコードを入れるなど、イベント終了後も来場者が、閲覧でき、購買を促す内容のもの。) ○ホームページ広報用のPDFファイルも作成すること ○チラシ・広報用PDFファイルともに9月19日(金)までに納品すること

⑤ 設営

- ・ ブース及び来場者飲食用スペースを設置すること。
- ・ ブース及び来場者飲食用の机、椅子の設置。(会場内の備品を使用可能)
- ・ ダンボール製ごみ箱 (内側にビニール袋をかけたもの)、表示・誘導看板の設置。
- ・ 周辺通路の通行人の入場を促す、イベント内容がわかる表示物を作成し、設置すること。
- ・ 油やタレ、スープなどが出るブースについては、下にブルーシート等を敷いて床につかないように対策すること。
- ・ その他設営に関すること

(設営・装飾資材)

- ・ 来場者飲食用テント 4張程度
※パラソル型など、スペースに考慮して対応すること。
※来場者飲食用の机と椅子は、会場内の備品を使用可能。
- ・ ダンボール製ごみ箱 10個程度
- ・ イベント表示看板 2箇所
- ・ イベント会場への誘導看板 4箇所
- ・ 冷蔵庫 5台程度 (出店者数により変更の可能性あり)
- ・ 冷凍庫 4台程度 (出店者数により変更の可能性あり)
- ・ コードリール等電源引き込み 1式 (電源は既存のものを使用)
- ・ ブルーシート 3枚程度 (出店者数により変更の可能性あり)

⑥ 撤去

- ・ テント・机・椅子・表示・誘導看板など用品の撤去 (机、椅子等の会場内備品を使

用した場合、元の位置に戻すこと)

- ・ゴミの処理（イベント開催中のごみ回収を含む）
- ・出店者の廃水・残飯等の処理
- ・その他撤去に関する事

⑦ 警備・誘導

- ・事業者搬入・搬出時の警備員の配置（10月11日・12日の6時～10時・16時～19時の各時間帯に各1人）（安全な搬入・搬出計画を策定すること）
- ・イベント会場出入口、会場内における雑踏警備と歩行者の安全確保（10月11日・12日の10時～16時の時間帯に常時2人が警備にあたるよう配置すること）
- ・イベント前の夜間警備（10月10日の17時～10月11日の6時及び10月11日の16時～10月12日の6時に各1人）
- ・その他警備・誘導に関する事

⑧ その他

- ・必要に応じて各ブースの販売等にスタッフを配置すること。
- ・イベント保険への加入（施設賠償責任者保険等）
- ・緊急事態への対応に関する事（例：急病人発生時等緊急事態対応マニュアル作成等）
- ・その他運営に関する事

（4）上記業務実施に伴う補助的業務

業務を実施するための補足的な事務事業や、必要に応じて情報を共有するための会議を行うものとする。

（5）完了報告書の作成

上記（1）～（4）に関する実施内容について完了報告書を作成し、記録写真とともに提出する。

＜提出部数＞ 書面1部、電子データ1部

5 検査

- （1）委託料は、完了報告書の提出を受け、検査に合格した後、請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。
- （2）委託業務完了時点において、委託料により発生した収入があるときは、市に報告し、指示に従うこと。

6 再委託

受託者は、市の承認を受けずに再委託をしてはならない。

7 個人情報の保護

- （1）受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別紙1の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- （2）受託者は、上記6の規定により本業務を市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して別紙1の「個人情報取扱特記事項」を遵守させなければならない。

8 障がい者に対する適切な対応

- （1）受託者は、本業務を遂行するための障がい者への差別解消の取扱いについては、別紙2の「障がい者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

- (2) 受託者は、上記6の規定により本業務を倉敷市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して別紙2の「障がい者差別解消に関する特記仕様書」を遵守させなければならない。

9 調査等

市は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。この場合において、受託者はこれに従わなければならない。

10 委託に係る条件

- (1) イベント運営については、適宜、倉敷市の担当者と綿密に連絡を取りながら行う。
- (2) 業務を行う者の安全衛生に関する管理については、受託者がその責任において関係法令等に従って適切に行う。
- (3) 会場の設営及び撤去等により既設構造物・施設等に損害等を与えた場合、及び第三者に損害を及ぼした場合は、受託者の負担においてその損害を賠償しなければならない。
- (4) 事故等が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、適切な措置を行うとともに、二次災害等の防止に努める。事後、速やかにその経緯を市の担当者に報告すること。
- (5) 委託事業の実施に当たり、取得価格が3万円以上の機械、器具又は物品の使用が必要となる場合、当該備品の調達方法については、特段の事情がない限り、賃貸借契約（リース又はレンタル）により整備すること。
- (6) 本業務にて作成する一切の成果物の権利は、全て委託者に帰属するものとする。ただし、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等や外部メディアに掲載された記事や画像、第三者が著作権を有する写真等の素材は含まないものとする。
- (7) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (8) 本事業の実施に際し、仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ、決定することとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的にしようしてはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知するとともに、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託)

第8 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

1 乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

2 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続き及び方法につ

いて具体的に規定しなければならない。

- 3 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了直後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。乙はこの契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して損害の賠償を請求することはできないものとする。

障がい者差別解消に関する特記仕様書

1 目的

この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障がい者に対する適切な対応を行うものとする。

2 障がい者に対する適切な対応

(1) 法及び国の基本方針に沿った対応

受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和 5 年 3 月 14 日閣議決定）により、適切な対応を行うこと。

(2) 倉敷市の対応要領に沿った対応

受託者は、倉敷市における障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領（平成 29 年 2 月策定）に準じて、適切な対応を行うこと。

(3) 国の対応指針に沿った対応

受託者は、上記（1）及び（2）に定めるもののほか、法第 11 条の規定により、本件業務を所管する主務大臣が定める対応指針に則り、適切な対応を行うよう努めること。

3 対応の具体例

受託者は、前項に定める適切な対応を行うに当たり、岡山県が作成した「バリアフリー社会のおもいやり」に示されている障がい特性について十分に留意すること。

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜すい）

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第 8 条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者のための対応指針）

第 11 条 主務大臣は、基本方針に即して、第 8 条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。